

令和6年度第1回  
朝霞市情報公開・個人情報保護審議会議事録

令和6年7月29日

市長公室 市政情報課

様式第3号（第13条関係）

会議録

会議の名称	第1回朝霞市情報公開・個人情報保護審議会	
開催日時	令和6年7月29日（月） 午前10時00分から 午前11時02分まで	
開催場所	朝霞市役所 別館2階 全員協議会室	
出席者及び欠席者の職・氏名	別紙のとおり	
議題	別紙のとおり	
会議資料	別紙のとおり	
会議録の作成方針	<input checked="" type="checkbox"/> 電磁的記録から文書に書き起こした全文記録	
	<input type="checkbox"/> 電磁的記録から文書に書き起こした要点記録	
	<input type="checkbox"/> 要点記録	
	<input type="checkbox"/> 電磁的記録での保管（保存年限 年）	
	電磁的記録から文書に書き起こした場合の当該電磁的記録の保存期間	<input checked="" type="checkbox"/> 会議録の確認後消去 <input type="checkbox"/> 会議録の確認後  か月
会議録の確認方法  委員全員による確認		
傍聴者の数	なし	
その他の必要事項		

令和6年度第1回

朝霞市情報公開・個人情報保護審議会

令和6年7月29日（月）

午前 10時00分から

午前 11時02分まで

市役所 別館2階 全員協議会室

1 開 会

2 配付資料の説明

3 議 題

（1）新規・変更事業の報告について

（2）令和5年度情報公開制度・個人情報保護制度運用状況の報告について

（3）令和5年度職員への研修に関する報告について

（4）令和5年度委託に関する報告について

（5）令和5年度個人情報保護委員会への漏えい等の報告について

（6）その他

4 事 務 連 絡

5 閉 会

出席委員（10人）

会	長		加 藤 隆 之
副 会	長		宮 原 均
委	員		照 屋 彰 夫
委	員		プラット ゆき
委	員		北 條 清 美
委	員		本 田 麻希子
委	員		牧 野 正 明
委	員		山 内 善四郎
委	員		山 田 正 志
委	員		渡 部 竜 二

---

事 務 局	市政情報課長	鈴 木 恵 一
事 務 局	市政情報課長補佐	大井田 和 恵
事 務 局	市政情報課市政情報係長	辻 哲 弥
事 務 局	市政情報課市政情報係主任	小曾根 由 香

---

欠席者（なし）

## 資料一覧

- ・ 次第
- ・ 資料 1 個人情報取扱管理簿届出書（新規分の取りまとめ）
- ・ 資料 2 個人情報取扱管理簿届出書（変更分の取りまとめ）
- ・ 資料 3 令和 5 年度情報公開制度・個人情報保護制度運用状況報告書
- ・ 資料 4 令和 5 年度 職員への研修状況
- ・ 資料 5 令和 5 年度 委託に関する報告について
- ・ 資料 6 令和 5 年度 個人情報保護委員会への漏えい等の報告
- ・ 資料 7 個人情報保護制度の手引」及び「情報公開事務の手引」の改訂について
- ・ 個人情報の取扱いに関する特記事項

## 審議内容（発言者、発言内容、審議経過、結論等）

### ◎1 開会

#### ○加藤会長

皆さん、おはようございます。

定刻になりましたので、令和6年度第1回朝霞市情報公開・個人情報保護審議会を開会させていただきます。

本日、傍聴者は、現在のところおりませんので、この後、傍聴者が来た場合は随時入室していただきますので、御了承ください。

それでは、審議に入る前に事務局から報告事項があるということですので、お願いします。

#### ○事務局・大井田課長補佐

審議に先立ちまして、事務局から御報告申し上げます。

本審議会は、委員の過半数を満たす委員が出席しておりますので、朝霞市情報公開・個人情報保護審議会条例第5条第2項の規定に基づき、会議は成立いたしますことを御報告申し上げます。

続きまして、4月1日付けで本市の人事異動がありましたので、御報告いたします。

4月から市政情報課にまいりました、鈴木課長です。

#### ○事務局・鈴木課長

4月から市政情報課にまいりました鈴木と申します。

前任は、保健センター、健康づくり課で、その前には、図書館にいまして、比較的個人情報を多く扱う取扱課にいましたが、全庁取りまとめてやるということは初めてなので、今それぞれ調べながらやっているところでございます。

どうぞ、よろしく願いいたします。

#### ○事務局・大井田課長補佐

事務局からの報告は、以上となります。

### ◎2 配付資料の説明

#### ○加藤会長

それでは次に、配付資料の確認と本日の予定について、事務局から御説明をお願いします。

#### ○事務局・大井田課長補佐

それでは、配付資料を確認させていただきます。

委員の皆様にも事前にお送りしたのになりますが、まず、次第。それから資料1、資料2、資料

3、資料4、資料5、資料6、資料7まで、こちらを事前にお送りしております。

資料について、不足等ございませんでしょうか。よろしいでしょうか。

続きまして、本日の予定について御説明いたします。

会議次第を御覧いただきまして、次第3「議題」の「(1) 新規・変更事業の報告について」から、「(6) その他」となります。その後、会議次第4の「事務連絡」となります。

それでは、最後になりますが、本日の審議会におきましては、会議録作成のため、御発言の際には、お名前を先におっしゃっていただきまして、それから御発言いただきますようお願いいたします。

配付資料と本日の予定についての説明は、以上です。

それでは、加藤会長に議事の進行をお願いいたします。

### ◎3 議題 (1) 新規・変更事業の報告について

#### ○加藤会長

それでは、議題の審議に入りたいと思いますので、議事の進行に御協力をお願いいたします。

まず、議題(1)「新規・変更事業の報告について」、事務局から御説明をお願いいたします。

#### ○事務局・小曾根主任

それでは、まず、資料1を御覧ください。

個人情報取扱管理簿について、新規分として提出された届出書をまとめたものになります。

まず、1ページ目「人権啓発事業」は、令和6年6月から子供をめぐる様々な人権問題の早期解決に向けた支援を行うため、相談窓口を新設することになり、登録を行いました。相談員の情報を収集するほか、相談者から相談の内容に応じて情報を収集し、情報共有が必要な場合は、情報の提供を行います。

次に、2ページ目を御覧ください。

「戸籍管理事業」は、令和6年7月から御遺族支援コーナーを開設することに伴い、事前予約時や手続において、個人情報を収集するものになります。

続きまして、3ページ目から6ページの4事業は、一括して御説明いたします。

3ページの「住民税非課税世帯支援給付金支給事業」、4ページの「住民税均等割のみ課税世帯支援給付金支給事業」、5ページの「子育て世帯(住民税非課税世帯等)支援給付金支給事業」、6ページの「定額減税調整給付金支給事業」は、国において実施される経済対策として、低所得者支援及び定額減税を補足する給付を行うために、登録をしたものです。

給付を行うに当たり、課税状況の確認や、朝霞市の住民基本台帳に基準日に記録されている者であるかを確認する必要があるため、「市民税等賦課事業」、「住民基本台帳管理事業」から目的外利用

を行いました。また、申請者の情報入力作業等について、委託を行いました。

次に、7ページを御覧ください。

「ひとり親家庭生活支援事業」は、一人親家庭のための相談業務の拡充を目的として、平日夜間・土日に相談業務を外部委託にて実施することに伴い、登録したものです。相談者から相談の内容に応じて情報を収集し、他機関等との情報連携が必要な場合は、情報を提供します。

続けて、変更届について御説明します。

資料2を御覧ください。

一つ目の「市税徴収事業」と二つ目の「国民健康保険税徴収事業」は、一括して御説明します。

こちらは、滞納処分のために行っている金融機関や保険会社への財産調査について、これまで紙媒体で郵送により行っていたものを、6月1日から、オンライン結合によって個人情報収集することになったものです。

続きまして、「契約管理事業」は、入札参加資格審査の申請について、申請者の納税状況等を収納課に確認することに本人が同意すれば、納税証明書の提出に代えられることとしたため、目的外利用の収集先を追加したものです。

2ページを御覧ください。

「合併処理浄化槽設置促進事業」は、浄化槽台帳に記載されている世帯・事業所等について、下水道接続の有無の情報（収納状況）を確認し、浄化槽台帳を精査するため、目的外利用の収集先を追加しました。

次に、「福祉相談事業」は、令和6年6月から成年後見相談事業を開始することに伴い、個人情報取扱項目と外部提供先を追加しました。

続きまして、「介護認定調査・審査事業」は、介護認定調査及び審査会事務を委託することになったため、委託先を追加しました。

続きまして、3ページを御覧ください。

「ひとり親家庭支援事業」は、埼玉県の「母子及び父子並びに寡婦福祉資金貸付制度」について、マイナンバーを記入する書式に変更されたため、個人情報取扱項目に「マイナンバー」を追加しました。

続きまして、「児童扶養手当給付事業」は、特別児童手当の受給状況を確認するため、目的外利用の収集先を追加しました。

次に、「後期高齢者医療健康診査等事業」は、後期高齢者歯科健康診査補助金の対象者について、埼玉県後期高齢者医療広域連合へ報告するため、目的外利用の収集先を追加しました。

4ページを御覧ください。

「駅東通線整備事業」と「岡通線整備事業」は、一括して御説明します。

こちらは、用地買収交渉及び損失補償費算定に当たり、目的外利用が必要となる場合があることから目的外利用の収集先を追加しました。

新規、変更事業の報告については、以上でございます。

○加藤会長

ありがとうございました。

ただいまの「新規・変更事業の報告について」、何か御質問等ございますでしょうか。

○本田委員

特に、新規事業の方で、委託先に個人情報を利用させる事業がありましたので、改めて、委託先が個人情報を取り扱う場合にどのような規定を決めているのか、共通してあるのかどうか、あるいは、個々に委託先と契約、仕様を結んでいるのかどうかという点も含めて説明をお願いしたいです。

もし、そのときに委託先との契約でこのようなことを決めていますという資料があれば、それも請求したいのですが、よろしいでしょうか。

○加藤会長

お願いします。

○事務局・辻係長

委託業務全般には、「個人情報の取扱いに関する特記事項」という、契約書に添付するものを市政情報課で作っておりまして、まず、そちらを準備しておりますので、皆さんに資料としてお配りいたします。

続いて、この「個人情報の取扱いに関する特記事項」ですけれども、個人情報を取り扱う業務委託について、契約する際に契約書に添付しているもので、秘密の保持や適正な管理など受注者の個人情報の適正な取扱いについて定めております。

なお、令和6年度から「個人情報の保護に関する特記事項」というものから「個人情報の取扱いに関する特記事項」という形で名称を変更しまして、文言や様式等も整理・修正を行っておりまして、今お配りした特記事項は、令和6年度版の最新のものとなります。

原則として、こういった特記事項を付けてはいるのですが、業務の内容によっては、これ以外で契約書に何か付けたり記載している場合も、業務の内容によっては、あるかと思えます。

○加藤会長

ほか、いかがでしょうか。

○本田委員

この特記事項は、委託先との契約の中でこれに反した場合には、委託先が何らかの賠償をすることまで踏み込んで守らなければいけないということになっているというものでよろしいのですか。

○事務局・辻係長

こちらは、契約書に基本的には挟み込んで使用しているものなので、業務の中で守っていただくものになっております。

○事務局・鈴木課長

補足させていただきますと、今お配りした特記事項の第16条で、「この特記事項に定める項目を履行しない場合は、この契約の全部又は一部を解除することができる。」という文言を設けて、履行をお願いしているところでございます。

○本田委員

ありがとうございます。

委託先に対しての個人情報の扱いは分かったのですが、この資料1に、個人情報の取扱いについての内容や担当者は書いてあるのですが、個人情報が必要なくなった場合にどのような形で破棄するのかとか、委託先にどのぐらいの期間保存されるのかとか、そういったことが書いていないので、本当は、届出書にそこまで書くべきなのではないかとも思うのですが、この辺りは、事務局の見解はどうなのでしょう。

また、できれば加藤会長、宮原副会長に、ほかの自治体は、保存や削除のことまで書かせて届出をさせているのかどうかという点も、お伺いできればと思うのですが。

○加藤会長

では、まず事務局からお願いします。

○事務局・辻係長

今、お配りした特記事項の第14条に、「返還又は廃棄」というものがございまして、まず、原則として受注業務が終了して、終了若しくは契約が解除された場合には、返還又は消去若しくは廃棄していただくような形になっております。

基本的には、契約終了後には、委託業者の方には個人情報が残っていないという形で特記事項も作っておりますので、各課においてそのようにやっていると認識しています。消去や廃棄に関しては、業務内容によって、どのような形で消去しているかというのは違ってきますが、立会いを求めたりだとか、いつ廃棄しましたという報告書を求めたりというのも、こちらの14条で定めておりますので、そのような形で確認をしております。

○加藤会長

本田委員、いかがでしょうか。

○本田委員

大丈夫です。

○加藤会長

よろしいですか。

○本田委員

市役所の方は分かりました。

○加藤会長

分かりました。

これは多分、全体のひな型のような形ではないでしょうか。多分、個別の委託先に応じて、場合によっては、いつまでに廃棄してくださいといった情報を入れているということは、あるとは思いますが。これは、常に同じものを使っているのでしょうか。

○事務局・辻係長

はい。

○加藤会長

やはり、そうなんですか。

○事務局・辻係長

特記事項は、基本的には、市政情報課が出したものを添付しています。

○加藤会長

なるほど。

結構、難しいのは、特に廃棄の期間が、実は、個人情報保護法でも明記していないんです。廃棄は、特にとても難しい問題で、一般的には、皆さん廃棄してください、廃棄してくださいとおっしゃるのですが、おっしゃるとおりなのですが、犯罪があった場合等で使いたいとき、なぜ消してしまったんだという人もやはりいたりします。結局、期限の切り方は難しく、いわゆるプライバシーマークの方でも、書いてあれば大体良いのではないかぐらいの感じで、非常に限定するのが難しいんですね。もちろん、廃棄はしてほしい、無駄なものは廃棄してほしいというのはあるのですが、そこを条文に織り込んでいくというのは、結構難しい。文言にしていこうというのは、非常にケースバイケースで、とても難しいんですね。

犯罪の場合でも、一般的には、マンションのビデオカメラ等は2週間ぐらいでみんな消してしまっていますよね。でも、事件によっては、二、三年取っておいてほしいというのものもあるわけで、な

かなか難しいんですよね。なので、法律的には、実はルールがなくて、プライバシーマークのような、民間のマーク作りをしているところでも明確にここでというのは無理だということで、実は、明示はしていません。ただ、無駄なものは廃棄してくださいと、何か漠然とした文言を入れているということが多くなってしまっていますね。

ただ、私の経験でいくと、いわゆる監視カメラについては、条項を盛り込むことも多いです。監視カメラは、上書きで例えば1か月しかとか比較的言いやすいので、監視カメラについては、入っていることが多いのですが、それ以外は、やはり難しいというときもあるという感じでしょうかね。

○本田委員

少し気になったのが、給付金を出す事業がコロナ禍以降非常に増えていて、住民基本台帳のデータを、宛名のラベルを作る等ということで電子データで渡しているんですね。電子データは、まとめて漏えいすればどんどん漏えいしてしまうので、業務が終わったときに確実に削除されていると、確認されたりということが必要なのではないかという問題意識がありまして。かつ、こちらにそれを報告されないと、市民の皆さんに説明が付かないかなというのがあるので、できれば、そういうことが報告されているといいのかなと思ったのですが。

○加藤会長

おっしゃっている意味は、非常に分かります。単発的なそういった事業については、基本的に、渡してそのまますぐ削除しているのではないかと思います。事務局の方、いかがでしょうか。

○事務局・辻係長

この14条にも、消去を行った場合は、消去の報告をしなければならないという形を取っておりまして、業務によって、書面でもらったり、職員が立ち会ったりというのはあるかと思うのですが、各課でやっていただいている、それを市政情報課で集約というのは、今のところしていない状態です。報告はいただいているというふうに考えています。

○牧野委員

今、頂いた資料の中で、第15条「実地検査等」のところですが、市として、外注先に、個人情報漏えいしてないかどうかの確認のために、検査を定期的にするかを考えているのか、それとも何か起こってからするというような対応で考えられているのか。この書面では、検査しますよと書いてあるのですが、実際、本当にやられているかどうか、どのような基準でやられているかを知りたいと思いました。

○事務局・辻係長

個人情報保護法で直接明記はされていなかったかと思うのですが、事務対応ガイドで、年に1回

以上検査することと国で基準を出しておりますので、市としても、契約期間が1年に満たない場合は、その契約期間中にはやっていただく。1年を超えてしまう長期継続契約という場合には、少なくとも年に1回以上は、やっていただくようお願いはしております。

○加藤会長

どうぞ。

○照屋委員

今のところに関連するのですが、資料5に検査結果というのが随分出ていますよね。これは、委託に対する実地検査をやった件数が資料として出ているということによろしいのでしょうか。

○事務局・辻係長

そうですね。議題は次の次に飛んでしまうのですが、資料5に令和5年度にやったものをまとめてあります。

○照屋委員

このときに私、質問しようと思ったのですが、要するに、検査数だけが書かれていて、実際、この検査対象になっている母数がどうなっていて、そのうち何件検査しているか。そういった中身の把握というのは、分からないようになっているのですが、その辺はどのようになっているのでしょうか。

○事務局・辻係長

これは、母数は全部イコールで、令和5年度から検査が義務になり、全ての委託業務で検査をしているので、検査率でいうと100%になります。なので、母数と検査数は一緒になります。

○照屋委員

その結果、適合しているのかしていないのかというのは、この報告書の資料にはないのですが、その内容の結果というのは、こういった状況になっているのでしょうか。

○事務局・辻係長

先ほどお配りした資料でいうと、特記事項の別紙4になるのですが、令和5年度から令和6年度で少し様式等を整理した関係で、資料5ですと、「別紙4」「別紙5」になっているのですが、先ほど配った令和6年度の最新バージョンでいうと、「別紙4（第15条関係）」に変更されています。

この別紙4に基づいて、確認をしまして、この確認書自体を市政情報課で集約はしていないので、各課で保存しているのですが、これで全て「適」になっているかを確認していただいているという感じになっています。

○照屋委員

レベルを把握するチェックリストというのは、非常に大切だと思うんですよ。ここに書いてある

ところで、全部適合しているという理解で良いのですか。それとも、部分的に適合しているけれども、ここは否になっているというようなレベルの差というのは、幾つか散見できるのでしょうか。

○事務局・辻係長

すいません、各課の確認書を市政情報課で集約していないので、こういったところに「否」があるのかまで、把握していないのですが。

○照屋委員

というのは、基本的に個人情報保護法でこういったチェックリストを作って、こういったレベルに業者はきちんとやってくれているのか把握するには、「適」「否」の比率若しくは内容、そして、それで問題点があれば改善が行われているというふうになっていくのではないかなと思いますので、是非、その辺の大枠というのはきちんとした方がよろしいのではないかと思います。

○事務局・辻係長

ありがとうございます。

市政情報課の立場の考えですと、基本的には、全部「適」になるはずではないかと考えてはいるんですね。「否」だった場合は、当然そこは委託業者の方できちんと改善してもらうのが前提にはなってくると思うのですが。どれぐらい「否」が付いているか、市政情報課としても把握してはいなかったもので、各課でこれは紙ベースでやっている関係があって、全部出していただくという作業はしていないのですが、どんな形で集約できるかも含めて、持ち帰り検討させていただければなというふうに思います。ありがとうございます。

○照屋委員

申し上げたいことは、皆さん委託先での情報漏えいは、非常に気になさっておられるわけですね。そうすると、業者の信頼性が一番の肝になってくると思うんです。それが、発注を出す方として、きちんと守られて信頼されるものなのかというようなことをチェックする意味で、こういったチェックリストができていると思うのですが、その辺をきちんとしていくことによって、委託先の信頼性を担保していくというふうになるのではないかなと思うんです。

○事務局・辻係長

ありがとうございます。

今日資料という形で持ってきていなかったのですが、委託契約を結ぶ前段階で、これとは違うチェックリストなのですが、法が求めている、これと同じようなレベルの、研修を行っているか等をチェックするチェックリストというのも、市政情報課ではサンプルを出していて、それを基に、契約前にそれを使って確認した上で契約してくださいねというようなお願いはしているので。基本的には、その辺をクリアした上で、かつこれも全部「適」になっているというのが前提条件にはなっ

てはいるんですけども。どうやって各課の状況を把握するかも含めて、確認して検討させていただきたいと思います。ありがとうございます。

○加藤会長

ほかに、いかがでしょうか。

お願いします。

○本田委員

今の論点は、非常に大事かなと思っていて、各担当課で個人情報保護について、委託先がきちん  
と行われているかどうかを確認するのは、もちろん大事だと思うのですが、審議会のまとめ役でも  
ありますし、市が持っている個人情報に関してのまとめ役でもある市政情報課が、それを集約して  
持つておくべきなのかどうかという辺り。ほかの自治体の取組も含めて、先生方にほかの自治体は  
こんなことをやっているのではないかなということをお聴きしたいのですが。ほかの自治体の取組  
は、どうなっているのでしょうか。

○加藤会長

大前提として、このチェックリストというのは、朝霞市自身がお作りになられたものでしょう  
か。

○事務局・辻係長

そうですね。

○加藤会長

そうですか。

○事務局・辻係長

他自治体のところまでの確認が、事務局としても今取れていないので、その辺も確認の上で、今  
後どのように集約していくかは検討していきたいと思います。

○加藤会長

御心配されている趣旨は、非常によく理解できるのですが、現実問題、多分非常に難しいと思  
います。このチェックリストで、何を確認するのかというのがとても難しく、例えば先ほど私が申  
し上げたように、いわゆるPマーク、プライバシーマークを付与するときに、1日掛かりで安全管  
理措置等を審査員が審査しに行くんです。本当に複製してないか、どういう管理されているかとい  
うのを逐一チェックして行って、100%素晴らしいですという企業は、ほぼないです。現実問  
題、ではどこまで、80点で合格にするのかという域ですし、指摘してすぐに対応して変えてく  
れたら、まあそれはいいよねとなっていたりというのが現実的です。そもそも論として私がチェッ  
クリストを見る限りですと、「適」か「否」かという二分で簡単に、本当は答えを出すのが、無理な

のかな、これで何を見ているんだろうというのはあるんですね。

ただし、これも一般論として言えるのは、基本的に、役所の仕事はほしいという民間の団体が、たくさんあるんですね。正直、一般論としては漏えい事故は、明らかに少ない方だと思います。これだけほとんどの地方公共団体が業務委託を出していて、皆さん思うほど頻繁に漏えい事故は起きていないですよ。

あともう一つは、皆さんに認識していただきたいのは、漏えいしたら何かもう大変なことになると思っている人がいらっしゃるのですが、これは、よく私が言うのですが、例えばベネッセの事件で3,000万件の個人データが流出しているわけで、実害が出ましたと、裁判で主張されたのは、ゼロです。もちろん、漏えいはしない方がいいのですが、余りに過度にプッシュをかけても、ほとんどのデータ漏えいの事故は、もう二つなんです。いわゆるウイルスにやられた、若しくは悪意の第三者がいた。これは、どうやっても防げないんです。ですから、完璧な文書でがんじがらめにしても、悪意の人がいたらすり抜けられてしまうし、どんなに完璧だと思ってやっても、そういうところでも、それをしのぐ技術が出て、やられてしまうことがありますので。その辺も含めて、どこまで市に完璧さを求めるのかというのは、考えていかないと。

結局、市の担当者の方はプロではないので、私もそうですが、技術的なことは分からないんですね。では、安全管理措置はどこまでが正しいか、簡単には言えないよねということになってしまうので、やはり、どこまで求めるのかという問題もあるんですね。ですが、一般的には、私は朝霞市の対応は、本当に短い間、2年間ぐらい見ていて、よくやっている方だと思います。よく対応されているなという気はします。

#### ○牧野委員

今の先生の話、現実的だと思います。ただ、性悪説に立った場合に、私は契約でペナルティをもっと明確にして、事故を起こしたときには、ペナルティが大きいんですよということを、もっともっときちんと明確に契約の段階からしておくのが、一つの防止策になるのではないかなと思うのですが、いかがでしょうか。

#### ○加藤会長

まず、彼らにとって一番のペナルティは、やはり契約を切られることなんですね。それは、市の方では、条項に入っているか入っていないとか関係なく、債務不履行なので、できるんです。先ほど、法的な追及はできますかという話があって、ここに入っていますからというお話があったのですが、これは要らないですね。なくても、もう契約違反ですので、民法の規定によって契約解除もできますし、損害賠償請求もできますし、同時に不法行為なので、不法行為責任も全部追求できます。これは、だからやろうと思えば全部、市は絶対にできますので、そこをなあなあにしないとい

うところは、大事なのかもしれませんけど、やろうと思えば、こういった取り決めがなくても、当事者の取り決めがなくても法的責任は追及できます。

ほか、何でも。

どうぞ。

#### ○牧野委員

個人的な私見で大変恐縮なのですが、今、会長がおっしゃられたように、個人情報を簡単に漏えいしようと思ったら、悪意がある人であれば幾らでもできます。簡単にできるということよりも、一番心配しているのは、流れてもいい情報と流してはいけない情報、このセキュリティレベルを変えるべきだと、僕は個人的に思います。

例えば名前とか住所とか、今、私の携帯にはいろいろなものがポンポン来ます。このようなものは、こちらが受け取らなければいい話なので、それは自分でやればいい話。こういう基本的な情報は、個人情報と言っていいかどうかというレベルまで規定してものを考えるべきではないと、個人的に思っています。

ところが、経済状況とか家庭の環境とか、本当にこれは漏れてはいけないものもございまして、それは、セキュリティレベルを上げるとか、市にはそこにもものすごく注力していただいた方が良いと思います。逆にお金を掛けてどんどんやれば、これははっきり言ってエンドレスです。このように、私は個人的に思いますので、実地検査するときも、そういう観点で御指導していただければ、あまり心配することもないかなと私個人は思っていますので、私の意見として申し上げます。

#### ○加藤会長

最近でもLINEの漏えい事故がありましたよね。市が持っている情報より、100倍プライベートな情報ですよ。機微情報は、非常に神経質になるのは分かるのですが、今もう次の段階に入ってきていて、結局、それを利用して悪質なメールばかり送って来るとか、その次の段階をどうやってブロックしていくかの方が、より重要なかなと。

皆さん多分、インターネットを使っている時点で、ある程度もう漏れていますよね。それはそれで、もちろん問題なのですが、それをどう使われてしまうかというところの方が重要ですが、それは次元の違う話といたしますか、市の話ではなくて、そちらの方が本当に、国に頑張ってやっていただきたいなという感じはしますけれども。

私は、杉並区でも委員をやっているのですが、杉並区は、個人情報保護について非常にうるさいんですね。私は、細かすぎるとよく言っているんです。例えば市の職員が、二重にも三重にもチェックしろというんです。それは、結局、税金を使うんですよ。何でも全部要求するのは簡単ですが、それによって本末転倒になりませんか。もっと重要な仕事がたくさんあるので。そうではなく

て、さ末なことに捕らわれすぎるのも、どこまで求めるか、問題ですよね。三重チェックしても漏えいしますよ。それで、杉並区は半年前ぐらいでしたか、30代前半の人が個人情報を持ち出して、暴力団とつながりがある友達に個人情報を漏えいしてしまって大問題になってしまいました。あれだけうるさいところでも、そういったことはやはり起きてしまうので、それをどこまで言っていけばいいのかというのは、本当に難しいなと思いますね。

漏えいしないに越したことはない、私も思っていますが、本当に難しいです。それに伴う行政コストや社会的なコストもかなり大きいので、もうそろそろどこかでバランスを、考えていかないと、何でも個人情報だからというのは、どうなのかなと思うときもありますね。難しいですね。そういつて、私も解決策があるわけではないのでごめんなさい。

ほかに、いかがですか。

皆さん、よろしいですか。

### ◎3 議題 (2) 令和5年度情報公開制度・個人情報保護制度運用状況の報告について

#### ○加藤会長

続きまして、次に、議題(2)「令和5年度情報公開制度・個人情報保護制度運用状況の報告について」事務局から御報告をお願いします。

#### ○事務局・辻係長

それでは、情報公開制度個人情報保護制度の運用状況について御説明します。

資料3を御覧ください。

令和5年度に行われた、公文書公開請求や個人情報保有個人情報開示請求などの受付件数などについて御報告いたします。

最初に、公文書公開請求の受付件数及び決定の状況です。

市長、教育委員会、選挙管理委員会が実施機関となる請求が、合計で14件あり、対象となる公文書は、97文書でした。内訳は、公開が6文書、部分公開が46文書、非公開が45文書でした。請求件数について、令和4年度と比較すると約77%程度減少しました。

続きまして、自分の情報が記載された公文書の開示を求める、保有個人情報開示請求の受付件数及び決定の状況です。

市長が実施機関となる請求が13件ありまして、対象となる公文書は、21文書でした。内訳は、開示が5文書、部分開示が16文書でした。請求件数について、令和4年度と比較すると約8%程度減少いたしました。

また、保有個人情報の訂正等請求については、ございませんでした。

情報公開制度・個人情報保護制度の運用状況の報告は、以上です。

○加藤会長

ただいまの令和5年度情報公開制度・個人情報保護制度運用状況の報告について、何か御質問はございますでしょうか。

よろしいでしょうか。

◎3 議題 (3) 令和5年度職員への研修に関する報告について

○加藤会長

次に、議題(3)「令和5年度職員への研修に関する報告について」、事務局から御報告をお願いします。

○事務局・小曾根主任

それでは、資料4を御覧ください。

情報公開制度・個人情報保護制度について、令和5年度に職員に対して実施した研修について御説明します。

まず、新規採用職員に対して、4月と11月に研修を行いました。こちらは、新規採用職員に対する研修の科目として、情報公開制度・個人情報保護制度が入っていきまして、毎年研修を行っています。

また、毎年5月に庁内全体に対して研修を行っているのですが、令和5年度から個人情報保護法が地方自治体に適用されたことを受けまして、実務を束ねる係長の職員と保護担当者を対象として研修を行いました。

また、7月には、入庁2年目の職員を対象にした研修を初めて実施しました。こちらは、理解を深めるためにグループワークを取り入れて研修を実施しました。

令和5年度の職員への研修に関する報告は、以上です。

○加藤会長

ただいまの令和5年度職員への研修に関する報告について、委員の皆様から御意見等ございますでしょうか。

○本田委員

今少し、入庁2年目の職員にはグループワークをとということでしたが、具体的な研修内容が入っていないので、ざっとでいいので、どのような研修をしていますという内容がお聴きできればと思います。あと、講師の方としてどんな方をお呼びしているのかということをお聴きしたいと思います。

○事務局・辻係長

まず、今回の研修の講師は、全て我々市政情報課の職員が行っております。

新規採用研修の前期研修と後期研修というものですが、入庁した初年度に行われる職員課の研修がありまして、大体3日間ぐらい掛けていろいろな研修を行う職員課の研修があるのですが、そのうちの1コマで情報公開制度・個人情報保護というのを入れさせていただいて、まず、基本的なところから、こういった制度なのかというところの講義を行っております。

5月の情報公開制度・個人情報保護制度事務研修会については、個人情報の取扱いに関する管理要領を昨年度制定したのですが、それに基づいて選任した各課の個人情報保護担当者と、係長を務める職員を対象に、令和5年度については、個人情報保護法の改正の初年度、当初であったために、保護法の改正についてと、新たに制定した個人情報保護に関する法律の施行条例などについて説明を行いました。

あと、2年目の職員を対象とした研修ですが、先ほどもお話したように、1年間実務を实际やってみた上で多少は個人情報の取扱いも慣れてきた職員を対象に、グループワーク等を行って、更に個人情報に関する理解を深めていただいたというような内容になっております。

○本田委員

ありがとうございます。

講師が職員、要するに、先輩から後輩にではないのですが、そういう感じなのかなと思ったのですが、今、先ほどの議論も含めて個人情報の取扱いや、情報公開の在り方はそちらもかなと思うのですが、専門的見地とか大体今の状況だとこのぐらいが相場だよということとかを、知っている専門家の方をお呼びしての研修も必要なのではないかなと思うのですが、そういったことは考えていないのでしょうか。

○事務局・辻係長

委員がおっしゃるとおり、専門家の方の研修につきましても、大変いろいろ我々も勉強になることが多いと考えております。令和4年度末に、翌年度から個人情報保護法が改正されますよということで、加藤会長に市の職員全員を対象に講演を行っていただいたりという実績もありますので、大きな制度改正とかそういった際には、必要に応じて外部の専門家の方とかの講演というのでも検討していきたいと考えております。

○加藤会長

ほか、よろしいでしょうか。

○山田委員

この研修の参加に関してですが、市の職員全員が対象になるのでしょうか。

○事務局・辻係長

今回挙げたもの全てが、全員が参加対象のものではなくてですね、それぞれ、新規採用職員であればその年に入った職員が対象で、事務研修会というものについては、メインの対象は、担当者と係長と伝えているのですが、希望する職員も入れているので、ある意味、全員が対象と言えば対象ですが、希望する職員も出ていいですよという話はしています。

入庁2年目は、もう決まってしまうので、2年度目の職員なので、新規採用研修と入庁2年目研修は、対象者が確実に決まってしまうのですが、事務研修会については、希望者は誰でも大丈夫という形にしてありまして、指定管理の職員も来たりしていただいています。

○加藤会長

よろしいでしょうか。

### ◎3 議題 (4) 令和5年度委託に関する報告について

○加藤会長

次に、議題(4)「令和5年度委託に関する報告について」、事務局から御報告をお願いします。

○事務局・辻係長

それでは、資料5を御覧ください。

令和5年度における個人情報取扱業務委託の状況について御報告いたします。

まず、「①業務委託全般」というところですが、先ほどお話にもあったのですが、改めて説明させていただくと、個人情報を取り扱う業務を委託した事業数、再委託や再々委託も含めて、全部で185件ありまして、委託の事業者数は296事業者でした。

次に、「②事業者に対する検査」については、全296事業者のうち、市職員が現地で行った実地検査が55事業者、郵送等で行った書面検査が224事業者、個人情報の保護に関する特記事項の様式以外の業務日誌等の提出等によるその他の確認が17事業者となっております。

最後に、「③事業者のプライバシーマーク等の取得状況」ですが、全296事業者のうち、プライバシーマークが45事業者で、全体、プライバシーマークの取得が45事業者で全事業者に占める取得割合が約15%、ISMS認証が7事業者で、全事業者に占める取得率は約2%、プライバシーマークとISMS認証の両方の取得が44事業者で、全事業者に占める取得率は約15%、両方とも取得なしが、200事業者で全事業者に占める取得率は約68%でした。

令和5年度委託に関する報告については、以上です。

○加藤会長

ただいまの委託に関する報告について、委員の皆様から御質問等ございますでしょうか。

○牧野委員

今、3番目におっしゃられた、プライバシーマーク等の取得状況の件ですけれども、市として、例えばこのISOを取ってもお金も掛かるし、いろいろな面があるのですが、ここら辺を取得してくださいよというような指導等を考えられているのでしょうか。というのは、モラルをある程度、受注者側の方にも考えてもらうには、こういう活動をしてくださいよという啓もう活動が必要かと思しますので、そういう点はどのようにお考えなのでしょうか。

○事務局・辻係長

プライバシーマークとかISMS認証に関しては、登録とか、おっしゃっていただいたとおり、更新とか費用が掛かるというところだったりだとか、これ自体に法的な拘束力がないので、市として取得を要請するのは、なかなか難しいかなと考えております。

ただ、プライバシーマークやISMS認証を取得している企業は、個人情報保護だったり情報管理の取扱いにおいて、一定の整備がなされていると認められるというところで、事業者の選定の際に参考にしていただくように、毎年やっている研修会だとかそういったところで、周知していければなというふうには考えております。

○加藤会長

恐らく、国レベルだと委託先はプライバシーマークかISMSのどちらかがないと駄目ということとは、条件にしているときもありますね。ただ、地方公共団体レベルでそれを要求してしまうと、実際回らないと思います。現実には、そこまで取得率が高くないので、業界で、どんな高い業界でも多分5%以下だと思いますので。なので、国は大きいところだけを相手にできるので、それを要求できるのですが、多分、市町村だと難しいのではないかなと思います。そうなっていけば、市の側も定期監査とか余り要らなくなるので、そういった意味では、非常にいい部分もあるとは思うのですが。

今のところで数字の間違いなのか、私の読み方が悪いのか分からないのですが、些細なことでもみません。プライバシーマークが45社、ISMSが7社、両方取得しているのが44社ということなのですが、そんなことあるのかなというか、両方取っているならISMSの方も44社にはならないと。そういうわけではないのですか。

○事務局・辻係長

すみません、資料の作り方があれなのですが、プライバシーマークのみ、ISMSのみ、ダブルカウントじゃなくて4択にしまいまして、すみません。これが合計になります。

○加藤会長

なるほど。分かりました。

ほか、いかがでしょうか。

○本田委員

資料5の「①業務委託全般」のところに、「業務を委託した事業数」で再委託数と再々委託数がありますね。業務を委託した先の契約については、先ほどの特記事項なので、再委託や再々委託は、その委託先の業者を、同様にその再委託先や再々委託先に縛りを掛けているんだとは思いますが、だんだん市の手の届かないところに仕事に移っていくということで、管理の状況が分かりにくくなるのではないかという心配があったりするのですが、この辺りはどうやって委託先に調査を掛けたりとか、聴き取りしたりしているのかということ伺います。

○事務局・辻係長

再委託も再々委託も、冒頭にお配りした特記事項の別紙4という確認書を使って、それぞれ確認するような形を取っておりますので、一番元の委託契約と同じ形で確認するような体制になっております。

○本田委員

市の事業自体は、そもそもあまり委託先から先の、再委託とか再々委託という形ではなくて、なるべく直接の委託ということ考えた方が良いのではないかと思います。やむを得ずこういうことになるのだと思いますが、その委託の適切さも含めて、個人情報保護の観点からではなくてもチェックは必要ですが、何かチェックしたり、そこまで委託先にどんどん孫請け、ひ孫請けみたいなどころまで行かせないようにするような基準はあるのでしょうか。

○事務局・辻係長

基準というのは、市政情報課としては設けておりません。

ただ、今本田委員がおっしゃったように、委託先でどうしてもできない業務で、ただ、その業務の中にどうしても付随で入ってきてしまうような業務に関しては、委託業者から、再委託を出したいのですが、いいですかという承認依頼が来て、内容を担当課で確認させていただいて、いいですよということで承認する流れにはなっておりますので、それぞれ必要かどうかというのは、業務ごとに見極めていただいていると考えております。

○加藤会長

今の本田委員がおっしゃったところは、非常に重要で、重要なものは再委託禁止という契約もあると思うんですね。ですからその見極めといいますか、現実にはどんどんやられてしまっていますが、本当は、再委託禁止も含めて検討した方がいい部分もあるのかもしれないですね。

ほかに、いかがでしょうか。

よろしいでしょうか。

◎3 議題 (5) 令和5年度個人情報保護委員会への漏えい等の報告について

○加藤会長

次に、「(5) 令和5年度個人情報保護委員会への漏えい等の報告について」、事務局から御報告をお願いします。

○事務局・辻係長

資料6を御覧ください。

令和5年度から、個人情報保護法に基づき、保有個人情報の誤交付、盗難、不正アクセス等の「漏えい」、それから、誤廃棄、紛失等の「滅失」、改ざん等の「毀損」が生じた場合、国の機関である個人情報保護委員会への報告が義務化されました。令和5年度は、1件の報告案件がございました。

内容については、教育管理課が教職員や生徒の検診事業を委託している「公益財団法人埼玉県健康づくり事業団」が保有するシステムが不正アクセス攻撃を受け、朝霞市では、小中学校児童生徒12,073人の脊柱側弯症検診の検査画像、学校名、撮影番号、教職員298人の教職員胃検診の検査画像、氏名、年齢、生年月日、性別等のデータが漏えいしたおそれがあるものです。

この事案については、令和6年1月31日に発覚し、漏えいのおそれがある保有個人情報に検診結果などの「要配慮個人情報」が含まれていたこと、不正アクセスによる「不正の目的」をもって行われたこと、該当者数が100人を超えていたことなどから、個人情報保護委員会に、令和6年2月29日に速報、年度明けの4月4日に確報を行っております。

漏えいのおそれがある対象者への対応ですが、教育委員会において、学校を通じてメールによる通知を行うとともに、卒業生、転出者等については、市ホームページにて通知文書を公表するなどの対応を行っております。

令和5年度個人情報保護委員会への漏えい等の報告については、以上です。

○加藤会長

ありがとうございました。

ただいまの委員会への漏えい等の報告について、委員の皆様から御意見ございましたらお願いします。

○本田委員

今すぐ、この情報が漏えいしたから何かが起こると思わないのですが、万が一、損害が起きた場合に、賠償の責任はどこに所在するのかということをお聴きしたいです。検査自体は、多分市教育委員会で行ったものだと思うのですが、データを保有しているのは、県の健康作り事業団というこ

となので、どこに責任があるのかということをお伺いします。

○事務局・辻係長

冒頭お配りした先ほどの特記事項の第17条の損害賠償の規定や、個人情報に限らず業務を委託するときに全般で使っている標準的な契約約款というのがあるのですが、それにおいても同じような項目があるのですが、業務の処理に関して発生した損害は、受注者、委託先の負担になるものと考えております。なので、まず委託先によって対応していただく形になるかなと考えております。

○加藤会長

不正アクセスだと、委託先にも、もしかしたら責任がないということもあるので。ウイルスを作ったところや、不正にアクセスした人に、本当は、損害賠償請求しないといけないので。もし、過失がなければですが。その場合は探すのが大変ですが、大元の悪いことをやった人を見付けるしかないということですけども。

ほか、よろしいでしょうか。

◎3 議題 (6) その他

○加藤会長

次に、議題(6)「その他」について、事務局から御報告をお願いします。

○事務局・辻係長

それでは、資料7を御覧ください。

朝霞市土地開発公社の解散に伴いまして、朝霞市情報公開条例の実施機関の定義から「土地開発公社」を削除する改正を行い、令和6年3月25日公布・施行されました。これに伴いまして、「個人情報保護制度の手引」及び「情報公開事務の手引」について、資料7のとおり改訂を行いました。

「個人情報保護制度の手引」及び「情報公開事務の手引」、それぞれの改訂箇所について表にまとめておりまして、左から「該当ページ等」「改訂前」、一番右の欄が「改定後」となっております。

内容につきましては、「土地開発公社」という文言を削除したものと、それに伴う文書の修正となっております。

すみません、ちょっと今回資料がないのですが、「朝霞市個人情報の保護に関する法律施行条例」の改正予定についてお伝えいたします。

令和7年6月1日から施行予定の「刑法等の一部を改正する法律」及び「刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整理等に関する法律」におきまして、「懲役」及び「禁錮」を廃止して、これらに代えて「拘禁刑」を創設することとなっております。その施行前までに、各自治体

の条例や規則の中の「懲役」・「禁錮」の文言を「拘禁刑」に改める等の改正を行う必要が生じました。

「朝霞市個人情報の保護に関する法律施行条例」においても、附則の部分に「懲役」の文言が含まれておりまして、懲役とかそういった文言が含まれている市の他の条例と合わせて、今年度中に文言の修正の改正を行う予定であることを報告させていただきます。

「その他」については、以上となります。

○加藤会長

ありがとうございました。

ただいまの「その他」につきまして、委員の皆様から御意見等ございますでしょうか。

よろしいでしょうか。

そうしましたら、本日の議題については全て終了いたしました。

◎4 事務連絡

○加藤会長

次に、次第4「事務連絡」について、事務局からお願いします。

○事務局・鈴木課長

令和4年11月から2年間にわたりまして、様々な情報公開・個人情報保護に関する議題について御審議いただきてまいりました。

委員の皆様は、令和6年11月25日までとなっております。現在の委員の皆様での審議は、本日をもって終了となります。2年間にわたり、御尽力いただきましたことに、この場をお借りし、お礼を申し上げます。事務局といたしましても、本市の市政運営が更に開かれたものになりますよう、情報公開制度の充実、又は個人情報保護の推進に今後とも最善を尽くしてまいります。

委員の皆様におかれましては、今後も情報公開制度と個人情報保護制度の適正な運営のためにお力添えいただきますよう、お願い申し上げまして御挨拶とさせていただきます。

2年間ありがとうございました。

○加藤会長

私からも御礼申し上げます。2年間、本当にありがとうございました。

◎5 閉会

○加藤会長

それでは、以上をもちまして令和6年度第1回朝霞市情報公開・個人情報保護審議会を閉会いたします。

ありがとうございました。